

狛江市立和泉保育園民営化に係る保育園運営法人選定審査基準

1 目的

この基準は、狛江市立和泉保育園民営化に係る保育園運営法人公募要項に基づき、狛江市立和泉保育園民営化に係る保育園の運営法人の選定を行うにあたり、その審査基準を定めることを目的とする。

2 審査

別表 1 及び 2 に掲げる項目を第 3 項及び第 4 項に規定する手法により評価し、狛江市立和泉保育園民営化に係る保育園運営法人選定委員会委員 7 人の総合計点（2,415 点）から運営法人を選定する。

ただし、応募法人が 4 以上あった場合は、一次審査を設け書類審査を行う。一次審査は、別表 1 のうち区分番号 9 及び 11 を除いた項目を審査し、得点の高い上位 3 法人を選定する。

3 配点及び選定基準点について

- (1) 選定は、36 項目からなる要評価項目、2 項目からなる提案加点項目、現地審査、プレゼンテーション及び質疑応答で構成し、次の表の配点による評価を行う。
- なお、12 項目からなる重要事項確認項目は、すべてを満たさなければならない。

区分	配点
重要事項確認項目 12項目	可・不可
要評価項目 36項目	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
現地審査 21項目	優れている ←————→ 劣っている
提案加点項目 2項目	優れている 5 点 普通 3 点 劣っている 0 点
プレゼンテーション 及び質疑応答 5項目	優れている 10 点 ～ 劣っている 1 点 (範囲内で自由配点)

備考

- 要評価項目 25 番「民営化保育園の経験」については、公募の必須条件ではないため、民営化保育園に取り組んだ経験がない場合を「3」とする。
- 要評価項目 33 番「法人の財務体質」及び 34 番「建設費」については、別に評価するため、市が審査当日までに評価結果を各委員に報告する。

- (2) 選定基準点は、要評価項目及び現地審査の配点平均値「3」を評価した場合の委員7人の合計点である1,197点とし、これ未満は不合格とする。
- (3) 選定基準点以上であっても、要評価項目又は現地審査において全委員が「1」と評価した項目が1項目でもあった法人は不合格とする。ただし、内容によって修正が可能と判断できる場合は、この限りでない。

4 総合計点が同点の場合

- (1) 審査基準における区分番号9→5→3→2→4→1→6→7→8→10→11の順に区分番号の合計が高い法人を選定する。
- (2) (1)においても同点の場合は、委員長が決する。

別表 1

区分	番号	事項	チェック	審査書類
重要事項確認項目	1	保育園の認可定員が120人以上であるか。		(3)⑪
	2	2歳児クラスから3歳児クラスの定員差が+3人以上あるか。		(3)⑪
	3	3歳児クラスから4歳児クラスの定員差が+8人以上あるか。		(3)⑪
	4	車いす利用者用駐車場が設置されているか。		(3)③、④
	5	利用者の規模を考慮した駐輪場が設置されているか。		(3)③、④
	6	非常時の避難経路が確保されているか。		(3)③、④
	7	1歳児クラスには、子ども5人に対して保育士を1人以上配置しているか。		(3)⑪
	8	延長保育を含めて13時間以上、14時間以内の保育であるか。		(3)⑩
	9	一時保育の利用対象が生後57日目から就学前であるか。		(3)⑩
	10	地域子育て支援事業を適度に実施するか。		(3)⑩
	11	個人情報保護規則等が整備されているか。		(1)⑫
	12	現状以上の屋外遊戯場(園庭)の規模はあるか。		(3)⑩

区分	番号	項目	事項	得点	審査書類
要評価項目	1	経営方針について (15点)	児童福祉に対する熱意や関心があるか。		(1)⑥、⑨、⑮ (2)①、⑤ (3)①、②
			地域に対する貢献や実績があるか。		(1)⑥、⑨ (2)①、⑤ (3)⑩
			法人の保育理念や保育方針等は適切か。		(1)⑥、⑮ (2)①、②、⑥
	2	管理運営体制について (40点)	保育に対する高い専門知識や豊富な経験、意欲のある職員が確保されているか。		(1)⑥、⑨、⑳ (2)①、⑤～⑧
			職員研修計画は適切か。		(2)① (4)⑬
			職員の就業規則等が整備され、勤務環境(待遇条件)は適切か。		(1)⑪ (2)①、④ (3)⑨
			職員採用計画は適切か。		(3)⑪
			安全面に対する管理体制について具体的な取組みがなされているか。		(2)④、⑧ (3)⑥
			感染症等集団感染予防について具体的な取組みがなされているか。		(4)⑪
			避難訓練、消防訓練の計画は適切か。		(2)③、⑨
			職員会議等が適切に行われ、職員同士の情報共有を図る体制があるか。		(2)⑧
	3	民営化について (45点)	狛江市や他の自治体において保育園運営の経験は十分あるか。		(1)⑨
			他の自治体において民営化保育園に取り組んだ経験があるか。		(1)⑨ (4)
			和泉保育園の保育内容を引継ぐことを基本とし、保護者の理解と協力を得ながら運営できるか。また、民営化する保育園であることを十分に認識し、子どもの民営化に係る負担を最小限にするように努めるとともに、保護者に対して柔軟で適切な対応がとれるか。		(4)①～⑤
			保育士の勤務経験及び年齢構成が偏らないようにバランスのとれた配置となっているか。		(3)⑪
			引継保育において、民営化移行後の主力となる各クラス担任候補を配置しているか。		(3)⑪
			三者協議会に誠実に参加し、保護者・市と協力しながらよりよい保育を目指す姿勢があるか。		(4)①～③
			三者協議会での合意がない限り、引継保育及び民営化移行後一定期間は、運営法人独自の保育方針よりも和泉保育園の保育内容を継承した保育を基本とすることができるか。		(4)①～③
			職員採用計画において、狛江市立保育園(特に和泉保育園)に勤務していた嘱託職員や臨時職員の雇用に積極的であるか。		(3)⑪
			三者協議会解散後、運営法人独自の保育方針に接続するにあたり、保育内容が急激に変化して子どもに過度の負担がかからないようにすることができるか。		(4)①～⑤
	4	財政基盤・建設費について (10点)	法人の財務体質が健全であり、事業運営に支障がないか。		(1)⑩、⑮～⑲ (3)⑦～⑨
			建設費が過大な積算になっていないか。		(3)⑦、⑧

区分	番号	項目	事項	得点	審査書類
要評価項目	5	保育内容について (45点)	35 保育課程、年間指導計画、月案、週案は適切か。		(2)⑦
			36 既に運営している保育園において、直近の指導検査及び受審した第三者評価の結果が適正な内容であるか。		(2)④、⑤
			37 柏江市の要綱に基づいた障がい児を積極的に受入れることができるか。		(2)① (3)⑩、(4)⑥
			38 子どもの状況を積極的に把握するための取組みをしているか。		(4)⑦
			39 児童票などの個別記録を適正に作成しているか。		(2)⑥
			40 保護者に子どもの状況や必要事項を伝える仕組みは適切か。		(2)①、⑪ (4)⑦～⑨
			41 保護者との面談や保護者会の適切な実施はあるか。		(2)①、⑪ (4)⑦～⑨
			42 子育て経験の少ない親への支援に積極的であるか。		(2)①、⑪ (4)⑦～⑨
			43 市が主催する公私立保育園合同で行っている取組みに積極的に参加できるか。		(4)⑩
	6	給食について (10点)	44 計画に基づく食育がなされているか。		(4)⑮
			45 献立は適切か。食材に対する安全性に配慮があるか。		(4)⑮
	7	苦情処理等について (10点)	46 苦情解決責任者や苦情受付責任者等を設置しているか。		(3)⑪
			47 三者協議会解散後の保護者からの苦情を受付ける仕組みを設けるとともに、これに対する回答や解決策はあるか。		(4)⑤
	8	自由裁量項目について (5点)	48 定員構成、延長保育及び一時保育の実施計画等は適切か。		(3)⑩、(3)⑪
要評価項目 小計					
9	現地審査(105点)	現地審査			現地審査表
提案 加点 項目	10	49 自由提案について (10点)	子どもが生き生きと活動する独自の保育内容の提案はあるか。		(5)
			50 その他、特に魅力的な提案はあるか。		(5)
提案加点項目 小計					
11	51	プレゼンテーション及び質疑 応答 (50点)	法人としての事業に対する熱意や理解は十分か。		
	52		法人として子ども中心の子ども観、児童福祉の考え方は持てているか。		
	53		職員の異動や採用についての考えに根拠が感じられるか。		
	54		園長候補者が予定されており、信頼できる人物であるか。		
	55		法人及び園長候補者は保育について共通した豊かなイメージを持っているか。 保護者や市にとって期待できるものか。		
プレゼンテーション及び質疑応答 小計					
合計					

別表 2

和泉保育園民営化に係る保育園 現地審査表

区分	項目	得点
子どもの権利	1 子どもを尊重したケアができているか。（子どもと目を合わせたり語りかけたりすることなく体を一方的に扱うことはないか。食事、おむつ替え、トイレ、着替え等の保育士の所作等）	
	2 子どもに応答的に関わっているか。子どもに対して否定語が多すぎないか。（泣いたとき、求められたとき、話かけられたとき。）	
	3 障がいのある子どもへの関わりの中で、保育士が十分な配慮がなされているか。	
	4 障がいのある子どもと他の子どもとの関わり、共に育つ関係に配慮はされているか。	
	5 子どもが何を求めているか知ろうとしているか。	
	6 日常の保育の中で子どもの意見を聞くようにしているか。	
教育	7 保育方針が実際の保育に反映されているか。施設長・主任は指針や方針と保育内容との関連が説明できるか。	
	8 子どもは自由な遊びを行っているか。生活場面で年齢に応じて自分で考えて行動しているか。（体を動かしている、笑顔でいる、友だちと関わっている、自己主張しているなどの様子が十分に見られるか。保育士の指示・命令のみで行動させられていないか。）	
	9 室内の環境構成は、子どもの主体的な遊びを促すものとなっているか。（保育室の様子、がん具は子どもが選んで遊べるように配置されているか。ごっこ遊びができる環境か。絵本、表現の道具や素材が豊かなか。）	
	10 園庭は外遊びに十分に活用されているか。園庭がない場合は、代替地かどうか。（砂場は使い込まれているか。遊具やがん具は保育方針に合わせて選ばれているか。）	
安全・衛生	11 危険のないように物が整頓されているか。怪我の原因となる状態が放置されていないか。（避難経路の確保、物の積み上げ、家具の角、建具での挟まり等への注意等）	
	12 清潔が保たれているか。おむつの処理等衛生的な手順は適切か。	
	13 SIDS対策はされているか。（0・1歳児にうつぶせ寝をさせない。させるときは保育士が着く。呼吸のチェック。）	
食事	14 栄養バランスが良く、子どもの年齢によって食べやすく調理されているか。	
	15 子どもの欲しがる時間、かつ眠くなりすぎない時間に美味しく提供できているか。	
	16 アレルギー児の食事の提供は安全に適切に行われているか。（調理室から配膳・提供までの手順や連絡・確認方法は適切か。（子どもの状態にもよるが）孤立して座らせたり、他の子どもの食事との違いが際立っているようなことはないか。）	
	17 子どもは食事を楽しんでいるか。（無理強いはされていないか。過度に抑圧的な食事風景になっていないか。）	
その他	18 施設長と職員の関係、職員同士の関係はスムーズで意思疎通がとれているか。クラスごとではなく、施設全体で保育についての考え方を共有できているか。（クラスで行われていることについて質問したときに園の方針として答えられるか。）	
	19 職員と保護者とのコミュニケーションが十分にとれているか。	
	20 園舎に関する考え方は優れているか。園児の生活の質・教育の質はもちろん、地域や子育て支援のために園舎が工夫されていることはあるか。	
	21 適切に個人情報管理されているか。	

現地審査 合計得点	
-----------	--